

1 基本的事項での方向性

自律的・弾力的かつ着実な運営が期待される**企業団**又は**地方独立行政法人(非公務員型)**のいずれかを基本とする。

(留意事項：職員団体等の意見も踏まえて決定)

企業団 (地方公営企業法第39条の2)

- 地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する**一部事務組合のうち地方公営企業法を全部適用するもの**

※ 地方公営企業法のうち一部（財務規定）を適用するものは企業団とはならない。

【参考】 県内の一部事務組合（病院事業実施）

- 中部上北広域事業組合（公立七戸病院）※一部適用
- 北部上北広域事務組合（公立野辺地病院）※全部適用
- 一部事務組合下北医療センター ※一部適用
（むつ総合病院、大間病院、むつリハビリテーション病院）

地方独立行政法人 (地方独立行政法人法第2条)

- 住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の**公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業**であって、

地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、

民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを

効率的かつ効果的に行わせることを目的として地方公共団体が設立する法人

2 制度比較

企業団	一部事務組合(地方公共団体)による 直接経営 の下で、 着実な運営(政策医療や地域に必要な医療の実施の確保) 。
地方独立 行政法人	設立団体が定める 中期目標 により、 政策医療等の実施を指示(中期目標に基づく中期計画の範囲内で自律的・弾力的な運営) 。

【参考】比較表

項目	経営形態	企業団	地方独立行政法人（非公務員型）
着実な運営 (政策医療等の 実施の確保)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 県と市の一部事務組合(地方公共団体)が病院を運営するため、政策医療等を安定的かつ継続的に提供することが可能。 ■ 県・市や議会による関与により、医療政策等を実現するための指示が可能。 ■ 設置団体が繰出基準に基づき負担する仕組みが法定化。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 県と市は議会の議決を経て定める中期目標を通じて、政策医療等の実施を指示することが可能。 □ 中期目標の作成や実績の評価等により、医療政策等を実現するための指示が可能。 □ 設立団体が繰出基準に基づき負担する仕組みが法定化。
自律的・弾力的な運営			
予算執行		<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方自治法の下で予算編成・予算執行(契約執行)。 ■ 予算編成について、毎年度議会の議決が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 地方自治法に基づく契約制度等の制約がない。 □ 議会の議決を経た中期目標・中期計画の範囲内で自立的・弾力的な対応が可能。
人事管理等		<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方自治法や地方公務員法が適用。 ■ 職員採用については地方公務員法に基づく選考手続きが必要。 ■ 職員定数は条例で設定。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 地方自治法や地方公務員法の適用外。 □ 採用数や採用職種については、中期計画の範囲内で設定し、採用が可能。
給与等		<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方公営企業法に基づき設定(条例で規定)。 (国、地方公共団体、民間の給与、当該団体の経営状況等を考慮。) 	<ul style="list-style-type: none"> □ 地方独立行政法人法に基づき設定(法人独自の規程)。 (国、地方公共団体、民間の給与、当該法人の業務実績等を考慮。)

統合新病院の経営形態について

【参考】各経営形態の制度整理

項目	経営形態	企業団	地方独立行政法人（非公務員型）
1) 運営主体		■ 青森県・青森市が設置する一部事務組合	□ 青森県・青森市が設立する地方独立行政法人
2) 運営責任者		■ 企業長(=病院事業管理者)(設置団体の長が任命)	□ 理事長(設立団体の長が任命)
3) 県・市の関与		■ 企業長の任免 ■ 経営計画の作成や予算の調整など(設置団体として一定関与)	□ 理事長、監事の任免 □ 中期計画の認可 □ 中期目標終了後の評価 □ 中期目標の作成、変更 □ 事業実績に関する評価 □ 財務諸表の承認 等
4) 議会の関与		≪企業団議会の設置≫ ■ 予算の議決 ■ 決算の認定 ■ 条例制定、改正の議決 等	□ 定款の作成、変更の議決 □ 中期計画の作成、変更の議決 □ 中期目標の作成、変更の議決 □ 重要財産の処分等の議決 等
5) 組織		■ 条例で設置及び経営の基本を定め、その他は企業長が企業管理規定で定める	□ 理事長、監事以外の内部組織は理事長が定める
6) 定数		■ 条例で定める	□ 法人の定める規程
7) 職員の任命		■ 企業長	□ 理事長
8) 職員の身分		■ 地方公務員	□ 地方独立行政法人の職員(非公務員)
9) 労使関係		■ 団結権・団体交渉権あり ■ 争議権なし	□ 団結権・団体交渉権・争議権あり
10) 職員の給与		■ 条例で規定(国・地方公共団体・民間の給与、経営考慮等)	□ 法人独自の規程(国・地方公共団体・民間の給与、業績考慮等)
11) 予算制度		■ 自治体の予算制度(議会の議決が必要)	□ 法人独自の制度(中期計画の範囲内での執行が可能)
12) 決算		■ 議会の認定が必要	□ 設立団体に財務諸表を提出
13) 資金調達(長期)		■ 企業債を発行	□ 企業債を発行できない(設立団体からの長期借入金)
14) 政策医療等の財源措置		■ 繰出基準等に基づく一般会計からの繰入金(負担金)	□ 繰出基準等に基づく運営費負担金
15) 契約		■ 地方自治法等の規定(一定の制約の下で複数年契約が可能)	□ 法人独自の規程(複数年契約などが可能)

《経営形態決定の進め方》

- 経営形態については、統合新病院の基本的事項において、職員団体等の意見も踏まえて決定することとしている。
- この決定に基づき、**職員団体等の組合員のみならず、全職員を対象としたアンケートを実施した上で、検討を進める**こととしたい。